

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）が「パンデミックとみなせる」と発表するなど世界全体に広がり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認されている状況である。

政府は、これまで感染拡大防止等に向けた対策を講じてはいるものの、状況は刻々と変わり、未だ終息に向けた見通しは立っていない。雇用の維持と事業の継続といった地域経済にも大きな影響が生じており、市民生活の不安はますます高まっている。

国会及び政府においては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、下記の事項について特段の措置を適時適切に講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1 検査・医療体制のさらなる整備と充実を図るとともに、正確な情報を速やかに提供すること。
- 2 子どもたちの健康と安全を第一に考え、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休校等に伴って生じる諸課題に対して、責任を持って対応すること。
- 3 雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、国民生活と地域経済への影響を最小限にとどめるよう、必要な対策を講じること。
- 4 感染拡大防止、衛生確保のため、マスク・消毒液など医療関係物資の安定した供給確保に取り組むこと。
- 5 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。
- 6 予防・診断・治療に向けた技術の早期確立を促すなど、必要な対策を躊躇なく講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

長野県駒ヶ根市議会

**【提出先】**

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルス感染症対策担当）